

# 自転車の正しい乗り方 ～安全ルールを守りましょう～

問総務課 ☎(57) 4112

## 自転車 自転車は、車道が原則です

※以下の場合、歩道を通行することができます。

- ◆歩道に「自転車通行可」の標識があるとき
- ◆13歳未満の子どもや70歳以上の高齢者、身体の不自由な人が普通自転車を運転しているとき
- ◆道路工事や連続した駐車車両などのために車道の左側部分を通行することが困難な場合や、著しく自動車などの交通量が多く、かつ車道の幅が狭いなどのために追い越しをしようとする自動車などとの接触事故の危険がある場合など、普通自転車の通行の安全を確保するためやむを得ないと認められるとき

[ 道路交通法第63条の4、 道路交通法施行令第26条 ]



歩行者優先

「自転車通行可」の標識

## 自転車 車道は左側を通行しましょう

- ◆道路（車道）の中央から左の部分を通行しなければなりません。  
[ 道路交通法第17条 ] **罰則：3か月以下の懲役または5万円以下の罰金**
- ◆自転車道がある場合は、工事などの場合を除き、自転車道を通行しなければなりません。  
[ 道路交通法第63条の3 ] **罰則：2万円以下の罰金または科料**

## 自転車 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行しましょう

- ◆自転車は、歩道の中央から車道寄りの部分を徐行しなければならず、歩行者の通行を妨げるときは、一時停止しなければなりません。  
[ 道路交通法第63条の4 ] **罰則：2万円以下の罰金または科料**

## 自転車 安全ルールを守りましょう

### 飲酒運転禁止

[ 道路交通法第65条 ] **罰則：5年以下の懲役または100万円以下の罰金（酒酔いの場合）**

### 2人乗り運転禁止

[ 道路交通法第57条 ] **罰則：2万円以下の罰金または科料**

### 並進走行禁止

[ 道路交通法第19条 ] **罰則：2万円以下の罰金または科料**

### 信号無視禁止

[ 道路交通法第7条、 道路交通法施行令第2条 ] **罰則：3か月以下の懲役または5万円以下の罰金**

### 夜間はライトを点灯しましょう

[ 道路交通法第52条、 道路交通法施行令第18条 ] **罰則：5万円以下の罰金**

### 一時停止し、安全を確認しましょう

[ 道路交通法第43条 ] **罰則：3か月以下の懲役または5万円以下の罰金**



## 自転車 子どもはヘルメットを着用しましょう

- ◆保護者の方は、13歳未満の子どもにヘルメットをかぶせるよう努めなければなりません。  
[ 道路交通法第63条の11 ]

自転車事故で死亡した人の損傷部位は、約6割（※）が頭部です。被害を軽減するために、子どもはもちろん、大人もヘルメット等の事故被害軽減器具の利用に努めましょう。

※令和2年中の自転車事故死亡者の損傷部位の割合（栃木県警調べ）

